

募集期間

令和4年 10月3日(月) ~ 10月21日(金)

※締切日 午後5時必着

## 第3回 新事業創出・業態転換等支援事業費補助金 (小規模企業者デジタル基盤整備枠)

非製造業が行う生産性向上等を目的としたデジタル基盤の整備に係る  
経費の一部を最大50万円まで補助します

### 対象者

秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上事業実績がある小規模企業者

※ 一部の業種は対象外となります。詳しくは実施要領をご確認ください。

※ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者に当てはまらない場合、本枠の対象外となります。

### 対象事業

製造業以外であって、生産性の向上等を目的とし、業務のデジタル化を推進していくためのデジタル基盤の整備事業

【対象設備の例】

- ① 新顧客管理用パソコン
- ② 電子マネー対応機器
- ③ インターネット環境の整備 等

※ 審査会を経て補助金の交付決定後（12月上旬以降）に実施する取組が対象です。

### 補助率等

補助率 1/2以内（グループの場合 3/4以内）

補助上限額 50万円

### 補助期間

交付決定日から令和5年2月28日（火）

### 応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号（県庁第2庁舎3階）

TEL : 018-860-2244 FAX : 018-860-3887 Email : com-tra@pref.akita.lg.jp

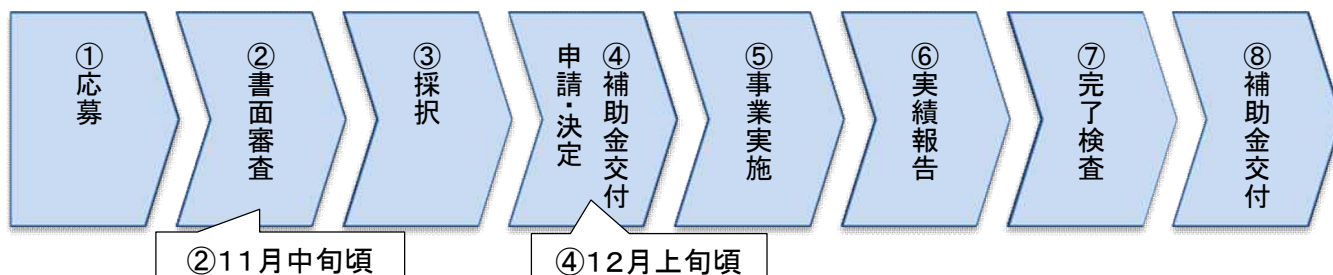
## 補助対象経費

### 機械機器等導入費等

※ 次に掲げる経費は補助対象となりません。

- 交付決定日より前に購入、設置、契約等をしたもの
- その他、事業実施に必要と認められないもの

## 応募から補助金交付までの流れ



※ 補助金は実績報告・完了検査後の精算払いとなります。

## 応募方法

①を作成し、②から④を添付して応募書類提出先まで提出ください。

①は秋田県公式ウェブサイト産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

- ① 新事業創出・業態転換等支援事業応募書（様式第1号、第3号、第5号）
- ② 履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は個人事項証明書）
- ③ 会社案内など、会社の概要がわかるもの
- ④ 経費の積算根拠となる参考見積書

## 〈参考：小規模企業の定義〉

中小企業基本法では小規模企業の定義を次の表のように規定しています。

小規模企業者に該当しない場合、本枠の対象外となりますためご注意ください。

業 種	常時使用する従業員の数
①建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下